

令和8年度

奈良県私立高等学校授業料等軽減補助制度のお知らせ

1 制度概要

奈良県私立高等学校授業料等軽減補助金（以下「軽減補助金」）は、こどもたちが家庭の経済的状況にかかわらず、自らが希望する進路を選択できるよう私立高等学校等の授業料等を支援します。

2 対象世帯

各月の1日時点に、次の2つの要件を満たしている世帯が対象になります。

- (1) 保護者等全員が県内に住所を有していること
- (2) こどもが県内の私立高等学校等※に在学していること

※ 高等学校、中等教育学校(後期課程) 及び 専修学校(3年制の高等課程)。

※ 通信制課程の高等学校は、奈良県が認可した学校の本校及び県内の面接指導等実施施設に限る。

※ 令和8年度より所得要件は撤廃となりました。

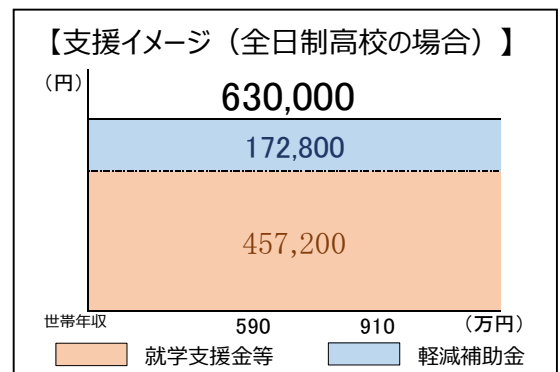
3 補助金額

高等学校等就学支援金等と合わせて、以下の補助限度額※まで支援します。

全日制・定時制：年間最大630,000円

通信制：年間最大321,000円

※ 授業料等の金額の方が低い場合は、授業料等の額。



4 申請手続き

在学している私立高等学校等からの案内に従って、学校の定める期日までに、申請書を提出してください。

5 支給方法・支給時期

軽減補助金は、奈良県から学校に交付され、学校が授業料等の還付・相殺（差し引き）を行います。還付・相殺（差し引き）を行う時期は、学校によって異なりますので、詳細は在学している学校に確認してください。

よくあるご質問（1 / 2）

Q 1 軽減の対象となる「授業料等」とは、どのような費用ですか。

A 1 ・ 学則で定められた授業料とすべての生徒が毎年度納付すべき費用です。
・ 入学金や修学旅行積立費等は、対象外です。

Q 2 申請手続きは、いつ、どのようにすれば良いですか。

A 2 在学している学校からの案内に従って、学校の定める期日までに、申請書を提出してください。

Q 3 県内に住所を有している必要がある「保護者等」とは、どのような人ですか。

A 3 ・ 原則、親権者です。
・ 生徒が成人（18歳）に達した以降も、家族構成等に変更がなく、成人に達する日以前の生計を維持している実態に変更がない場合には、父母になります。

Q 4 保護者等が単身赴任で奈良県外に住所を有している場合、対象になりますか。

A 4 保護者等の一方が、奈良県に住所を有しており、もう一方の保護者等が、「勤務先からの辞令等による単身赴任」や「親族の看護・介護」などを理由に奈良県外に住所を有している場合は、その理由が分かる書類を申請書類に添付することで、例外的に、奈良県内に住所を有しているとみなせる場合がありますので、学校にご相談ください。

Q 5 申請後に、保護者等の状況に変更があった場合、手続きが必要ですか。

A 5 以下のような事由の変更が生じた場合は、補助金額が変わることがありますので、すみやかに学校に報告し、学校の指示に従って、必要な手続きを行ってください。

- ・ 離婚、再婚及び死別等による保護者等の人数や保護者等となる者の変更
- ・ 転居による住所の変更（奈良県内から奈良県内の転居を除く）

※軽減補助金の対象ではない者が、以上のような変更があったことにより、軽減補助金の対象世帯の要件を満たした場合、すみやかに学校に報告し、申請の手続きを行ってください。

よくあるご質問（2 / 2）

Q 6 軽減補助金の申請にあたって、就学支援金の申請も必要ですか。

A 6 ・原則、**就学支援金の申請も必要**です。
・学校の案内に従って、就学支援金も申請してください。

Q 7 就学支援金新制度の対象ではありませんが、軽減補助金の対象となりますか。

A 7 ・**就学支援金旧制度や高校生等・新修学支援金等の授業料支援制度の対象となる生徒**については、軽減補助金の**対象**となります。
・学校の案内に従って、対象となる授業料支援制度と軽減補助金の申請をしてください。

Q 8 学校の授業料減免を受けていますが、対象になりますか。

A 8 ・対象世帯の要件を満たしていれば、軽減補助金の**対象**になります。
・軽減補助金の額は、学校の授業料減免や就学支援金等のその他の補助金の支給状況等を踏まえて決定します。

Q 9 奨学金の貸付を利用していますが、軽減補助金の対象になりますか。

A 9 ・対象世帯の要件を満たしていれば、軽減補助金の**対象**になります。
・奨学金の貸与を受けていても、**補助金額は変わりません**。

Q 10 年度の途中で、退学した場合、軽減補助金の金額はどのようになりますか。

A 10 ・**退学した月まで**が軽減補助金の対象となります。
・軽減補助金の額は、**対象月数に応じた金額**になります。

Q 11 年度の途中で、転入学した場合、いつから軽減補助金の対象になりますか。

A 11 ・転入学した日によって、軽減補助金の対象となる月が異なります。
月の1日の転入学：**入学した月から対象**
1日以外の転入学：**入学した翌月から対象**
・軽減補助金の額は、**対象月数に応じた金額**になります。
・軽減補助金の対象となるには、申請が必要ですので、学校の案内に従って申請してください。